

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 5月12日更新

事務事業名		特定空家対策事業			<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展	
総合計画体系	政策	4	生活環境の健全		所属部	総務部
	施策	16	住環境の充実		所属課	安全安心課
	業務分野	54	環境衛生の充実		所属班	交通防犯対策班 (内線)
課長名		田代 純児				
担当者名		石田 祐介				
1243						
予算科目		会計	款	項	目	事業連番
		一般	2	1	1	11796
法根拠		空家等対策の推進に関する特別措置法				
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 ~ 3 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)	

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む) 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、管理不全となっている空家に対する管理指導等を行う。また、管理不全空家等及び特定空家等の判定に係る専門家調査を行い、管理不全空家等及び特定空家等と判定された物件所有者等に対する行政指導及び行政手続き並びに行政代執行法に基づく代執行を実施することにより、住環境の維持保全を図る。
【業務の流れ】	<ul style="list-style-type: none"> 空家所在地での現地調査、空家所有者等への管理指導の実施 管理不全空家等及び特定空家当候補の専門家調査委託、契約、検査、支払い 空家特措法に基づく段階的な行政指導の実施 行政代執行実施時における家屋調査、工事契約事務、検査、支払い 行政代執行実施時における所有者等への費用請求、徴収業務
【主な予算費目】	役務費、業務委託料、工事請負費

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績

特定空家等判定にかかる現地調査業務委託により、7件の特定空家候補の専門家調査を行った。前年度までに特定空家等に認定した物件のうち1件が所有者により解体され、特定空家等の認定解除を行った。適切な管理がなされておらず樹木等が繁茂している物件の苦情が30件あり、適正管理通知を発送し、所有者による管理を促した。

②7年度計画(次年度に計画している主な内容)

合志市空家等対策計画に沿った空家対策を実施するとともに、管理不全空家等・特定空家等に認定した物件所有者に対し、指導等を行い改善措置を促す。また、管理不全・特定空家等候補の専門家調査を行い指導改善が必要な物件の認定を行う。苦情・相談のあった適切な管理ができていない空家の現地調査及び相談業務を、空家バンク及び空家総合相談窓口業務と一体的に委託し(都市計画課)、空き家対策を促進する。特定空家のうち所有者不在の物件の相続財産清算人の申し立てを行う。

③予算の主な増減の理由

相続財産清算人申し立てを行うことに伴う役務費の増(手数料及び予納金)

成果指標	(単位)	データ取得方法
改善措置された空家の数(特定空家)	件	

(2)成果指標・総事業費の推移		単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
成果指標	件		1	2	10	1	10	10	10	0
事業費	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円	100							
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	225	288	212	211	124	124	124	124
(A)事業費計	千円	325	288	212	211	124	124	124	124	

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

年々、管理のされていない空家の苦情や相談件数が増加しており、管理人や相続人がいないなど改善対応がなされず放置される物件が増加している。「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月13日に施行されたことに伴い、管理不全空家の定義の新設や支援法人緒指定が可能となり、居住目的のない空き家への対応強化が求められている。

(4)今後の事業の方向性

廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)